

令和元年第10回

札幌市教育委員会会議録

令和元年第10回教育委員会会議

1 日 時 令和元年5月28日（火） 14時45分～15時18分

2 場 所 S T V北2条ビル4階 教育委員会会議室

3 出席者

|             |     |     |
|-------------|-----|-----|
| 教 育 長       | 長谷川 | 雅 英 |
| 委 員         | 佐 藤 | 淳   |
| 委 員         | 石 井 | 知 子 |
| 委 員         | 道 尻 | 豊   |
| 教育次長        | 檜 田 | 英 樹 |
| 生涯学習部長      | 鈴 木 | 和 弥 |
| 財務係長        | 田 畑 | 裕 紀 |
| 財務係員        | 土佐岡 | 潤   |
| 学校教育部長      | 相 沢 | 克 明 |
| 教育推進・労務担当部長 | 早 川 | 修 司 |
| 児童生徒担当部長    | 長谷川 | 正 人 |
| 教職員担当部長     | 紺 野 | 宏 子 |
| 教職員課長       | 榊 原 | 直 志 |
| 人事係長        | 根 尾 | 毅   |
| 人事係員        | 宮 本 | 亮   |
| スポーツ部長      | 山 田 | 一 八 |
| 企画担当課長      | 山 崎 | 久 嗣 |
| 企画担当係長      | 寺 島 | 圭 介 |
| 総務課長        | 宮 地 | 宏 明 |
| 庶務係長        | 松 平 | 健 次 |
| 書 記         | 田 中 | 将 太 |

4 傍聴者 3名

5 議 題

議案第1号 札幌市スポーツ推進計画改定版の策定について

議案第2号 札幌市立学校管理規則の一部を改正する規則案の提出について

報告第1号 議会の議案についての市長への意見の申出に係る臨時代理について

## 【開 会】

○長谷川教育長 これより、令和元年第10回教育委員会会議を開会いたします。

本日の会議録の署名は、石井知子委員と道尻豊委員にお願いをいたします。

なお、池田官司委員と阿部夕子委員より、所用により会議を欠席される旨の連絡がありました。

本日の報告第1号は議会の議案についての市長への意見の申出に関する事項でございます。教育委員会会議規則第14条第4号の規定により公開しないこととしたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○長谷川教育長 それでは、報告第1号は公開しないことといたします。

## 【議 事】

◎議案第1号 札幌市スポーツ推進計画改定版の策定について

○長谷川教育長 それでは、議事に入ります。

議案第1号 札幌市スポーツ推進計画改定版の策定についてであります。

事務局からご説明をお願いします。

○スポーツ部長 私から、議案第1号の「札幌市スポーツ推進計画改定版の策定について」、ご説明いたします。

これは、平成26年2月に策定しました札幌市スポーツ推進計画を、国の第2期スポーツ基本計画の内容や、札幌市を取り巻くスポーツ環境の変化などを踏まえて見直しを行い、改定版を策定するため、提出するものでございます。

委員の皆様には、昨年6月に計画の見直しの背景や今後の方向性についてご説明させていただいた後、今年3月には、改定版の内容について、ご説明させていただいております。

本日は、今年3月から4月にかけて実施したパブリックコメントの結果報告と、前回の教育委員会会議でのご意見などを踏まえて修正を予定している点について、ご説明させていただきます。

では、資料1「札幌市スポーツ推進計画改定版(案)に対する市民意見」をご覧ください。

こちらの資料はパブリックコメントの実施結果となります。

意見は3月18日から4月16日までの30日間、募集を行いました。資料については、市役所や区役所、まちづくりセンターなどで配布したほか、札幌市体育協会や競技団体などのスポーツ関係団体や指定管理者については、個別にもパ

ブリックコメントの実施について周知を行ったところです。

結果につきましては、6名から、合計19件のご意見をいただきました。年代別では、40代、50代からそれぞれ1名、60代が3名、不明1名という結果となっています。また、項目別では、「第5章 目標達成に向けた方針・施策」に関する意見が11件と最も多い結果となっています。

いただいたご意見の概要と、それに対するスポーツ推進計画に基づく札幌市の考え方につきましては、次のページ以降に記載をしております。

いただいた19件の意見のうち1件については、これを参考として表現の一部を修正しました。その他の18件については、特に修正は行っておりません。

2ページ「3 意見の概要と札幌市の考え方」をご覧ください。

第3章に関しては、30代40代のスポーツ実施率の低下を不安視する意見がNo.1に書かれておりますが、こういう意見や、オリンピック・パラリンピックに関する意見、No.4に書かれているものなどがありました。

2ページの下、第5章に関しては、札幌市が行うスポーツ施策について、地域におけるスポーツ指導者の派遣に関する提案、No.5でございますが、スノーホッケー、No.7、スポーツボランティア、No.10、11、14、に関する意見など、合計11件いただきました。

3ページのNo.9については、こちらのご意見を参考に、一部修正を行っておりますので後ほど説明いたします。

4ページの「その他」というのは、意見提出者が項目やページを指定しなかった意見ですが、「その他」に関しては、施設の利用料金、No.17や維持管理、No.18に関することなど4件のご意見がありました。

なお、5ページのNo.18は、西区体育館の弓道場のことでして、今回のご意見を受けまして、管理体制の見直しを行ったところです。

次に「4 計画案の修正」をご覧ください。

こちらは、先ほどのNo.9のご意見にも関連しますが、3月の教育委員会会議の中で、道尻委員から「体育振興会と地域スポーツクラブの関係性がやや分かりづらい」といった趣旨のご意見をいただいていた箇所でもあります。そのため、札幌市として、地域のスポーツ活動の活性化のため、体育振興会だけではなく、他の地域スポーツクラブ、例えば大学や企業についても、その活動を支援していくという姿勢が伝わる内容へと修正したいと考えております。

今回の修正箇所はこの1点となります。

なお、この資料1については、計画本書の第7章 資料編に、パブリックコメントの結果として追記したいと考えております。

続きまして、資料2の計画本書と、パブリックコメントの実施に合わせて、より多くの方にご覧いただくために用意した資料3の概要版について、紹介させて

いただきます。

内容につきましては、3月の教育委員会会議において説明させていただいたところですが、計画の公表にあたりまして、市民にとって、見やすく読みやすいレイアウト、デザインの冊子にするため、文字や体裁を整えました。

また、3月の教育委員会会議でのご指摘を踏まえ、第5章にございます、各施策の「具体的な取組」については、それぞれ、「新規」のものか、既存事業の「レベルアップ」なのか、あるいは「継続」のものなのか、ひと目で分かるようにしました。

また、用語解説についても、巻末に加えて、ページの下部にも表示することになりました。

説明については以上になりますが、本計画については、この後、議会へ報告を行い、来月には公表したいと考えています。

ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。

○長谷川教育長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に対しまして、ご質問、ご意見等がありましたら、お願いをいたします。いかがでしょうか。

○道尻委員 今回のパブリックコメントの結果を見て、第5章の目標達成に向けた方針・施策のところについて、地域の共通活動活性化のためにいろいろなご意見が寄せられています。一つ一つは取り上げませんが、実際に関わっている方々からの具体的な声が上がっていると感じましたので、今後ニーズに合わせた効果的な支援ができるように、貴重なご意見を活用していただきたいと思います。先ほど説明で触れていただいた計画案の修正の件、適切に直していただいて、札幌市のこれからの姿勢というのがわかりやすく表現されているのではないかと思います。

最後にもう1点、資料3の概要版も読ませていただきました。こちら也非常に要領よくまとめられていて良い資料だと感じました。1つだけ表現で疑問に思った点がありまして、8ページの下から2行目ですが、方向性3の中の2行目の「札幌に魅力を世界に向けて発信することで」と書いてあるのは「札幌の魅力を」ではないかと思っておりますので、こちらをご検討いただければと思います。

○企画担当係長 わかりました。間違いです。ありがとうございます。

○長谷川教育長 その他はいかがでしょう。

○石井委員 意見として2つ述べさせていただきます。どちらも第5章ですが、

資料2の53ページ(2)アスリートの育成支援の部分で、パブリックコメントの13番でも、育成支援に関してご意見いただいていたと思うのですが、札幌市の考え方として、アスリートの輩出は市民がスポーツに取り組もうとする動機につながるのか、セカンドキャリアにも触れていて、もっともだと私も思います。今回このパブリックコメントを拝見して、私、先月の北ガスアリーナの開会式典に一般市民として参加したのですが、そこでトップアスリートの方々が登壇されて、お話されていて、例えばスノーボードの竹内選手やバドミントンの小椋選手が言っていたのが、このセカンドキャリアの問題でした。彼女たちが言っていたのは、アスリートのセカンドキャリアの問題はヨーロッパだと存在せず、日本やアジア圏独特の問題だとおっしゃっていて、彼女たちが世界でトップアスリートたちと交流した時に、アスリートとして活躍しながら医師免許を取ろうとしていたり、薬剤師を目指しているアスリートが多くいたという話をされていて、セカンドキャリアがスポーツしかないというのが非常に問題だと特に竹内さんがおっしゃっていたのが印象に残っています。今回のこちらのアスリートの育成支援もアスリート達その後どう活躍していくか育成支援だったり携わっていくということが書かれていると思うのですが、選手のキャリアの多様化も含めて今後の取組として考えていただけたらと思いました。札幌出身のこれからトップアスリートが誕生するかもしれない。札幌出身のアスリートは文武両道だと言われるようなアスリートの輩出を願っています。

意見の2つめですが、44ページ安心・安全なスポーツ施設の提供というところで、北ガスアリーナに触れさせていただくのですが、北ガスアリーナがオープンしたことによって、隣の札幌ファクトリーの改装も同時に行われ、それを拝見した時に、札幌ファクトリーの中にたくさんのスポーツブランドや体作りにこだわった飲食店が入ったのですが、それを見た時に、スポーツを核としたまちづくりというのは、スポーツを実施するというのではなく、ファッションだったり食だったりも派生していくということを目の当たりにしたような気持ちになりました。札幌にはたくさんのスポーツ関連施設がありますので、そういう施設を核としたまちづくりを今後も期待しております。

○スポーツ部長 ありがとうございます。

セカンドキャリアのことについては、今回スポーツの切り口のみでしか語っていませんでした。委員の意見は非常に重要だと思います。道のりは長いかもしれませんが、スポーツに秀でている方は他にも見識があると思いますので、そういう多様化についても意識しながら、この施策をしていきたいと思っています。

スポーツを核としたまちづくりというのは、今回、北ガスアリーナもそういうことを意識して再開発などを行っていますので、地元のスポーツ産業の発展などに

波及することを意識しながらスポーツというものを展開していきたいと思えます。

○長谷川教育長 先ほど議会の関係の話をされていましたが、スケジュール感はどのような感じになりますか。この後議会報告というお話をされていましたが。

○企画事業課長 この会議が終わった後、経済観光委員の皆さんにこの報告をさせていただきます。その後、市長決裁を取り、印刷等して、市民への公表というスケジュールです。基本的には6月には公表したいと思っておりますが、7月までに冊子を印刷し、公表するというスケジュールになっています。

○長谷川教育長 ありがとうございます。他にはよろしいですか。

(「なし」と発言する者あり)

○長谷川教育長 それでは、議案第1号につきましては、提案どおりとさせていただきます。ありがとうございます。

### 【議 事】

◎議案第2号 札幌市立学校管理規則の一部を改正する規則案の提出について

○長谷川教育長 続きまして、議案第2号 札幌市立学校管理規則の一部を改正する規則案の提出についてです。

事務局からご説明をお願いします。

○教育推進・労務担当部長 教育推進・労務担当部長の早川でございます。

議案第2号「札幌市立学校管理規則の一部を改正する規則案」をご説明いたします。

本件はこれまで札幌市で主幹教諭を置くことができる学校は、小学校、中学校及び中等教育学校としていたところですが、新たに高等学校においても置くことができるよう、札幌市立学校管理規則の一部を改正する規則案でございます。議案の資料に新旧対照表が載っております。現行の第5条に高等学校を加えるというものです。

主幹教諭とは、添付資料のとおり、学校教育法37条に位置付けられた職であり、札幌市では札幌市学校管理規則第5条2項にあるとおり、校長、副校長及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、児童・生徒の教育をつかさどるも

のとされております。具体的には、学校の管理運営に関する事項や、教務に関する事項などを担っており、PTA や学校評議会などの開催を行っています。

小学校、中学校及び中等教育学校においては、今年度は主幹教諭を計 69 名置いており、学校からは、校長のリーダーシップの下、組織的・機動的な学校運営が行われるよう、学校の組織運営体制及び指導体制の充実が図られていると成果が上がっております。

そこで、高等学校に主幹教諭を置き、適切な役割分担の下、組織的、効率的な校務処理を進めることで、学校の組織運営体制及び指導体制の充実を図ることが適当であると考えられます。

以上のことから、高等学校において主幹教諭を置くことができるよう札幌市立学校管理規則の一部を改正する規則案を提出したところです。

本件についての説明は、以上でございます。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

**○長谷川教育長** ありがとうございます。それでは、ご質問、ご意見等があればお願いいたします。

**○佐藤委員** ご提案に対する意見ではないのですが、教えていただきたいと思えます。今、資料を基に主幹教諭の役割についてご説明いただいたのですが、もう少しイメージとして学校の中で主幹教諭がどのような形で役目を果たしているか具体的にお伺いしたい。学校教育法の中で、「児童の教育をつかさどる」とありますので、中心的な役割を果たしている方というのはわかるのですが、もう少し具体的にイメージできる形で教えていただければありがたい。今回、中学校の次に高等学校を加えるということですが、高等学校に主幹教諭を置くということにこれからの理由についても詳しくご説明いただければと思います。

**○教育推進・労務担当部長** まず主幹教諭の役割ですけれども、端的に申し上げますと校長、教頭等の管理職の補佐的な役割と考えていただければわかりやすいと思えます。小中の義務教育学校におきましては、授業を行うということよりは校務分掌の管理職の補佐ということもありまして、いわゆる加配定数というのがついてございます。ただ、これまで高等学校に主幹教諭を配置していなかった理由にもつながるのですが、高等学校にはいわゆる加配はございませんので、そもそも高等学校自体は単費ということもありまして、いまだに配置されていなかったという事情があります。今般、後半の質問でございますが、高等学校の急速な社会情勢の変化ですとか、中学校の卒業生数の減少、さらには、学習指導要

領の改訂など、これまで以上に様々な対応が求められています。来年4月からは、昨年の教育委員会会議でご報告したとおり、間口減ということで、清田高校において、これまでになかった学校運営体制が予想されることです。高等学校におきましてもこれらの対応ですとか学校の組織運営体制・指導体制の充実を図ることを目的として、主幹教諭を置くことが適当と判断したところです。なお、現在は69名、小学校、中学校の義務教育学校で主幹教諭が配置されているところですが、主幹教諭が最初に札幌市の小中学校に配置されたのが平成22年度ですが、その時は300校あるうち13名ということで5%にも満たない数字で、それが平成26年に38人、27年44人と義務教育学校においては増が図られたということで、300校の2割近い数になっています。そういった主幹教諭の実績も勘案して、高等学校への導入と判断したところです。

○佐藤委員 ありがとうございます。重ねて恐縮ですが、主幹教諭は担任等は持たないということでしょうか。

○教育推進・労務担当部長 はい。基本的には。授業は一部。

○佐藤委員 言ってみれば学年を超えて統括する方と理解すればよろしいでしょうか

○教育推進・労務担当部長 はい。教頭、校長を助けてとか。

○佐藤委員 わかりました。高等学校、今回加えることができた理由は、間口減でいわば主幹教諭の配置も可能になったという解釈でよろしいでしょうか。

○教育推進・労務担当部長 いろいろな事情を考慮して、時期的には言える時期ではないかということで、場合によっては、定数との関係もあり、いろいろあるのですが、諸般の事情を総合的に考慮して、令和2年度から実施すべきということです。

○佐藤委員 小中学校で13名から69名に増えてきたということですが、今後も増加して300校の中に主幹教諭を置いていける見通しではあるのでしょうか。

○教職員担当部長 基本的には加配によります。

○教育推進・労務担当部長 置かれていない学校からは、主幹教諭の状況を聞

いているようで、できればうちの学校にも入れてほしいという要望は広く寄せられていると聞いております。

**佐藤委員** なるほど。実感として主幹教諭という役目を、校長先生、教頭先生の補佐という形で学校の中に置くことの効用というのは、実施校の69校で確認されていると考えていいのですね。

**○教育推進・労務担当部長** はい。そのとおりです。

**○学校教育部長** 例えば、具体的なところで補足しますと、校長がいて、教頭がいて、それぞれの学年主任、校務分掌の主任がいて、いろいろ相談したりする時に、いったん教頭が相談窓口になると、ところが事務的に処理するものがたくさんある時に、教頭がそれぞれの主任の相談に乗っている時間を確保しながら、教頭が処理すべき事務的な作業があると、主幹がいるとそれをやれるという形、そして、一定程度やることによって主幹自体が教頭としての事務的な仕事もOJTのような形で学ぶことができるので、主幹が教頭になった時にうまく仕事にも入っていけるということで、次の管理職の育成にもなりますし、学校運営を潤滑に進めていくという意味でも配置校では効果が大きいです。

**○佐藤委員** よくわかりました。今まで、教頭先生の役目というか、やらなくてはいけないことが多すぎると感じていましたので、それを補佐する主幹教諭の存在の大切さがよくわかりました。高等学校を加えることに賛成いたします。

**○石井委員** 主幹教諭の方が、高等学校にも配置されることによって、円滑な学校運営がしていかれればと思います。1つ質問なんですけれども、この主幹教諭の方の選考試験は今年度中に行われる予定なのでしょうか。

**○教育推進・労務担当部長** はい、令和2年度に配置するためには、いわゆる教頭採用試験一次合格者の中から主幹教諭を配置するという事で小中学校で行われていますので、高等学校も同様となります。

**○石井委員** わかりました。ありがとうございます。

**○長谷川教育長** 他にはよろしいでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○長谷川教育長 それでは、議案第2号については、提案どおりと決定いたしました。

○長谷川教育長 報告第1号は、公開しないことといたしますので、傍聴の方は退席をお願いいたします。

[傍聴者は退席]

**以下 非公開**

◎報告第1号 議会の議案についての市長への意見への申出に係る臨時代理について

○長谷川教育長 続きまして、報告第1号 議会の議案についての市長への意見の申出に係る臨時代理についてです。

事務局から、ご説明をお願いしたいと思います。

○生涯学習部長 生涯学習部長の鈴木でございます。

報告第1号「議会の議案についての市長への意見の申出に係る臨時代理について」ご説明いたします。

6月13日開会予定の第2回定例市議会におきまして、令和元年度一般会計補正予算案が提案され、その中に教育費予算も含まれることになりました。

本来であれば「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第29条の規定に基づき、教育委員会会議にお諮りし、当該補正予算に対する教育委員会の意見を市長に述べるものでございましたが、市長の議案作成までに教育委員会会議を開催するいとまがございませんでした。

このため、「札幌市教育委員会事務委任等規則」第3条（臨時代理）の規定により、教育長が臨時に教育委員会を代理して、別紙意見書のとおり意見を述べましたのでご報告させていただきます。

それでは、今回の補正予算案についてご説明いたします。

今回の補正予算案は、令和元年度当初予算がいわゆる骨格予算となっておりますことから、市長公約に基づく政策的な事業に係る経費等を中心に計上するものでございます。

報告の次のページにございます「令和元年度一般会計補正予算案について」の「1 歳入歳出予算」をご覧ください。

まず、歳入の1番目、生涯学習部の「学校建築費」と、歳出の1番目「学校給食施設整備費」は関連するものでございます。

老朽化した給食室を、ドライシステムの給食室として整備する学校給食施設整備事業について、このたび、国の当初予算において、令和元年度中に国庫支出金の交付が見込めることとなりました。

そのため、栄南小学校の給食室の整備を実施することとし、歳入においては国庫支出金の相当額を、歳出においては工事等に係る費用を計上するものでございます。

次に、歳入の2番目、「公立学校施設災害復旧費」につきましては、歳出の2番目、「学校施設災害復旧費」に関連するものでございます。

昨年9月の北海道胆振東部地震により被害を受けた真栄小学校、美しが丘小学校、西岡中学校の3校のグラウンド等の復旧工事を行うため、工事に係る事

業費を計上するものでございます。

次に、歳入の3番目、学校教育部の「切れ目のない支援体制整備充実事業費」につきましては、歳出の3番目「特別支援教育費（医療的ケア）」に関連するものでございます。

こちらは、医療的ケアが必要な児童生徒がいる学校に対する看護師派遣のモデル実施拡大に係る事業でございます。

昨年度からモデル実施として、2校への看護師派遣を行っておりますが、今年度から9校に拡大するため、追加する7校分の看護師派遣に係る事業費を計上するものでございます。

次に、歳出の上から4番目、「公立夜間中学関係費」をご覧願います。

義務教育を修了しないまま学齢期を経過した方などに、教育を受ける機会を提供する公立夜間中学の設置に向けた調査、検討を行うために必要な事業費を計上するものでございます。

次に、歳出の一番下、「相談支援パートナー事業費」をご覧願います。

不登校や不登校傾向にある子どもや家庭に対して、日常的にはたらしかけを行う相談支援パートナーにつきましては、全中学校へ配置をしているところです。

小学校10校には、これまで相談支援リーダーを配置しておりますが、不登校の未然防止や初期対応の取り組みの強化に向け、新たに小学校20校に相談支援パートナーを配置するための事業費を計上するものでございます。

以上で「1 歳入歳出予算」の説明を終わります。

なお、歳出の1番目、「学校給食施設整備費」を除いた「学校施設災害復旧費」以下計4事業が、市長公約に基づく政策的な事業、いわゆる肉付予算に係るものでございます。

最後に「2 債務負担行為」をご覧願います。

「1 歳入歳出予算」でご説明いたしました「学校給食施設整備費」に係る工事が今年度内に完了しないことから、次年度に係る工事費について、債務負担行為の限度額を設定するものでございます。

説明は以上でございます。

○長谷川教育長 それでは、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

（「なし」と発言する者あり）

○長谷川教育長 それでは、報告第1号につきましては、以上です。

本日予定された議案は以上となりますが、その他、各委員から何かございます

か。

以上で、令和元年第10回教育委員会会議を終了いたします。

以 上